

産業廃棄物処理施設検査済証

広島市長 松井 一 實



住 所 (所 在 地)	広島市佐伯区五日市町大字保井田350番の6
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	山陽工営株式会社 代表取締役 大前 慶幸
許 可 年 月 日	令和 4年 5月20日
許 可 番 号	第 J1018 号
施 設 の 種 類	破碎施設
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字保井田字稗畑350番の6、横尾647
処 理 す る 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下 余 白
構造又は処理方式	破碎機 4基
処 理 の 能 力	廃プラスチック類 4.16t/日 紙くず 2.76t/日 木くず 7.58t/日 繊維くず 2.78t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 800t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 58.07t/日 がれき類 800t/日（8時間）
検 査 年 月 日	令和 4年 5月31日
備 考	